仕事と介護の両立支援制度

現在介護を行っていない方は「事前準備」が大切です。
介護はいつ始まるか分からないからこそ、いざというときに慌てないよう
事前にしっかりと準備しておきましょう。

① 介護休業制度

目　的	復帰後に向けて、仕事と介護の両立出来る体制に 整えるための休業（無給休業）
対象者	要介護状態の家族を介護する労働者（※一部除外あり）
期　間	対象家族１人につき通算 93 日まで（3 回に分割して取得可能）
家族対象の範囲	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
申請期限	休業開始の2週間前
申請先	エムシーパートナーズ　事務センター（TEL：059-346-1005）

エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners

② 介護休暇制度

目　的	通院の付き添いや介護保険手続きなど、 日常的な介護対応（無給休暇）
対象者	要介護状態の家族を介護する労働者（※一部除外あり）
期　間	1 年間（4/1～翌年 3/31）に対象家族 1 人の場合 5 日、 対象家族が 2 人以上の場合は 10 日限度
申請先	エムシーパートナーズ　事務センター（TEL：059-346-1005）

③ その他の両立支援制度

所定外労働の制限	残業を制限できる（申請期限：開始の 1 か月前）
時間外労働の制限	月24時間・年150時間以内に制限
深夜業の制限	22 時～5 時の勤務を制限　（申請期限：開始の 1 か月前）
短時間勤務制度	所定労働時間を短縮　（申請期限：開始の 2 週間前）

「育児休業、介護休業および関連諸取扱いに関する規則」に準じます。

また、いずれも事業運営に支障がある場合は、別途ご相談させていただくことがあります。

エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners

④ 経済的支援

介護休業給付金

雇用保険の被保険者の方が介護休業をした場合、一定の要件を満たすと休業開始時賃金の 67%の介護休業給付の支給が受けられます。

詳しくはお近くのハローワークでも確認が可能です。

⑤ 介護保険制度

対象	40歳以上の方
内容	介護サービスの利用が可能です。 制度内容を厚生労働省 HP などで事前に確認しましょう

高齢のご家族の介護で悩み・不安がある方へ

お住まいの地域包括支援センターへご相談ください。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、相談内容に応じ、具体的な解決策の提案をします。高齢の家族の生活に関することや介護のことなど幅広く対応します。

エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners

介護サービスの利用のしかた（ご自身やご家族に介護が必要になった場合の具体的な手続きの流れ）

① 市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします

② 要介護認定の調査、判定などが行われ、認定結果が通知されます
※40～64歳の方は、要介護（要支援）状態が、加齢に起因する疾患として定められている「特定疾病」によって生じた場合に認定されます

③ ケアプランを作成します

④ サービスを利用します

40歳～64歳の方の介護保険料

■ 健康保険に加入している方

健康保険に加入する40歳～64歳の方が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。 なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で１/２ずつ負担します。

■ 国民健康保険に加入している方

国民健康保険に加入している40歳～64歳の方が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

当社では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として

不利益な取扱いをすることはありません。

また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

この内容に関するお問い合わせ
事業推進部　事務センター TEL:059-346-1005

エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners

✍ 意向確認表（提出用）

介護休業、及び介護両立支援制度の取得・利用をお考えの方は、意向確認表に〇を記入していただき、事業推進部 事務センターへ電話連絡をお願い致します。

＜ 意向確認表 ＞

制度名	利用意向（該当するものに〇を記入）
介護休業を取得する	
介護休暇を取得する	
所定外労働の制限を利用する	
時間外労働の制限を利用する	
深夜業の制限を利用する	
短時間勤務制度を利用する	

（※）介護休業以外の制度は、組み合わせて利用することができます。

【提出日】　　年　　月　　日

【提出者】　　所 属オフィス

氏 名

エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners